

# 神奈川地方最低賃金審議会

## 令和5年度第1回神奈川県最低賃金専門部会議事要旨

開催日時	令和5年8月1日（火） 15:00~16:43		
出席状況	公益を代表する委員	出席3人	定数3人
	労働者を代表する委員	出席3人	定数3人
	使用者を代表する委員	出席3人	定数3人
主要議題	1 部会長・部会長代理の選出について 2 神奈川県最低賃金の改正決定について 3 その他		
議事要旨	<p>1 部会長に赤羽淳委員、部会長代理に石崎由希子委員が選出された。</p> <p>2 統計資料について事務局から説明があり、それに対する質疑応答が行われた。</p> <p>3 神奈川県最低賃金について、公益委員が労使双方から意見聴取（個別折衝）を行った。</p> <p>(1) 労働者側の主張 本審でも述べたとおり、当面の目指すべき水準は連合リビングウエイジによる時間給1170円であること。 地域間格差については、最低賃金引上げの抑制でなく、適正な価格転嫁支援と人口減少問題を踏まえ、労働力確保に必要な水準を考慮すべきであり、東京都と隣接する神奈川県のポテンシャルを維持するためにも東京都との差を広げてはならない。 政府からの補助金がなければ実質5%近い急激な物価高から神奈川で多い最賃近傍で働く人の生活は苦しく物価水準を上回る最低賃金の水準改定が求められる。 一方で企業物価の5%以上の水準となっており「適正な価格転嫁」が不可欠となっているものの、価格転嫁のイメージが進んでおらず、人事評価を変えるなどのガイドラインの作成が必要である。</p> <p>(2) 使用者側の主張 未曾有の物価高の中で賃金を引き上げることに反対するものではなく、デフレスパイラルから脱却するには相当の痛みが伴うことも理解するが、人件費が占める割合の高い飲食、交通などの産業、また、中小零細企業においては、価格転嫁が進まず最低賃金が上がることへのコストへのインパクトは大変なものがある。 個人の生活に対するセーフティネットがあるように、企業へのセーフティネットも必要である。これまでも様々な支援策が語られているが、言うだけでなく、具体的なものがないと中小企業の経営者たちは頑張ろうという気力がわかず廃業が増えることも考えられる。賃金引上げそのものまでも否定するものではないが納得感のある結果を提示する必要がある。 議論をしっかりとって可能な範囲でお互いに歩み寄りを図りたいと思っている。</p> <p>4 現時点では労使の意見の隔たりが大きく、引き続き専門部会で審議を行っていくこととなった。</p>		